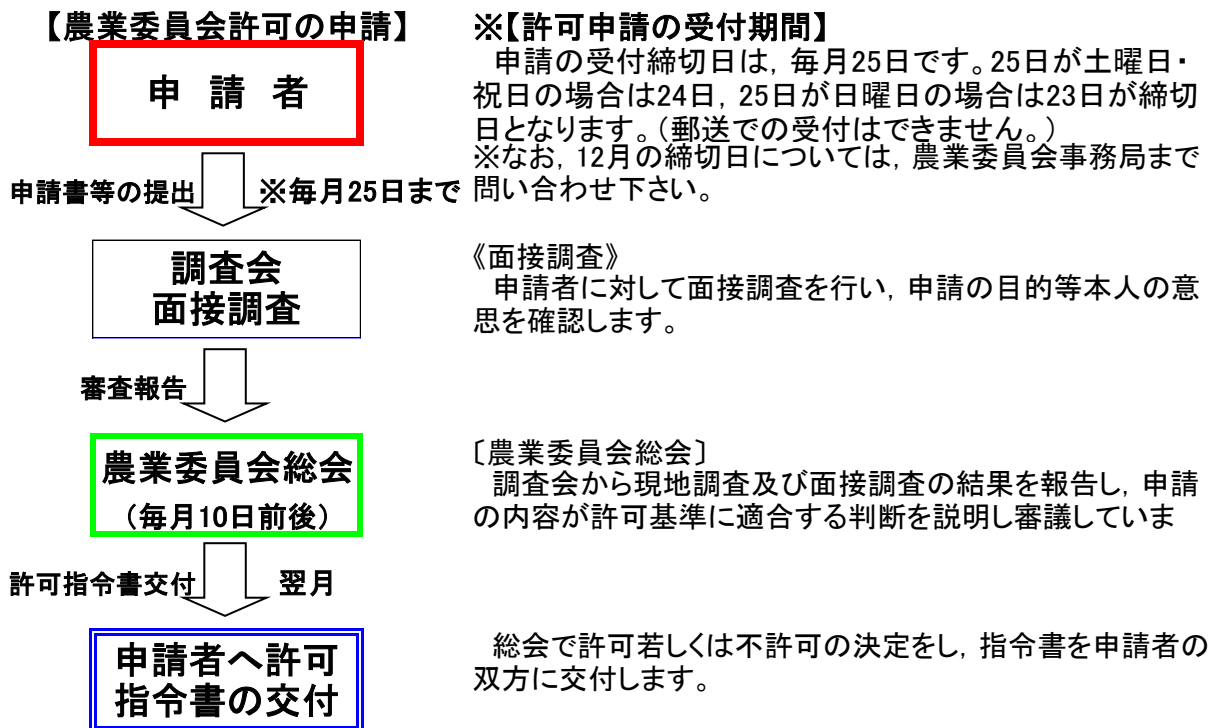


農地の売買、贈与、貸借等(権利の設定・移転)の許可(農地法第3条)

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等(権利の設定・移転)をする場合には、農地法第3条許可申請により農業委員会の許可を受ける必要があります。これらの許可を受けない売買、贈与、貸借等は効力が生じません。

申請から許可指令書交付までの流れ



＜標準処理期間＞

柏市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を次のとおり定めています。(なお、受付期間は毎月21日～25日で想定しております。)

農業委員会の標準処理期間 30日

(申請者の都合により変更等を行う場合の修正等に要する期間は含みません。)

＜ご案内＞

平成24年4月1日に改正農地法が施行されたことに伴い、農地等の権利移動の許可等(農地法第3条)の事務については、すべて市町村へ権限移譲されました。